

ドイツ売買法における追完の履行場所

古 谷 貴 之

【目次】

- I はじめに
- II 問題の所在
- III 下級審裁判例および学説
- IV 連邦通常裁判所二〇〇八年一月八日判決
- V 今後の課題

I はじめに

本稿は、ドイツ売買法における追完の履行場所に関する問題を検討するものである。売買契約において売主が瑕疵ある物を提供した場合、買主は追完請求権（代物給付または瑕疵修補権）を有するが（BGB四三七条一号、四三九条一項）、このとき売主の追完義務の履行場所はどこかが問題となる。この問題は、実務上極めて重要な意味をもつにもかかわらず、民法上の明文規定を欠いているため、債務法改正後のドイツ売買法において争いのあるテーマの一つとなっている。二〇〇八年一月八日には、請負契約の事案ではあるが、この問題を扱ったはじめての連邦通常裁判所の判断が示された。本稿では、この判決を中心に、従来の学説の議論も踏まえつつ、追完の履行場所に関する問題を検討したい。

II 問題の所在

売主が瑕疵ある物を提供した場合、それだけでは直ちに自らの給付義務を履行したことにほならない。BGB四三三一条一項によれば、売主は瑕疵のない物を引き渡す義務を負っており、買主はなお契約に適合した物の引渡しを請求できる。もともと、売主が瑕疵ある物を引き渡したとしても、危険移転の時（BGB四三四条一項、四四六条、四四七条）を基準として瑕疵担保法の規定が適用され、この時点以降、買主の履行請求権（代物給付または瑕疵修補権）に転化する。目的物が契約への適合性を欠く場合、買主は、まず追完請求権を行使しなければならず、即時に契約解除ないし損害賠償等の権利を行使できるわけではない。したがって、瑕疵ある物の買主がこれらの権利を行使するには、追完のための相当な期間を定め、その期間を徒過したことが要件となる（BGB三三三一条一項、四三七条一号）³。

原則として、買主は、追完のための相当な期間を経過すればこれらの権利を行使できるが、売主の追完に対して買主自身が協力義務を負っている場合には注意を要する。この場合、買主としてはただ漫然と追完期間の経過を待つていればよいというわけではない。判例によると、給付を行うにあたって債権者の協力を要する場合、その債権者が必要とされる協力行為を行ったことが当該権利行使の要件とされているからである。^①したがって、たとえば、追完が売主の住所で行われるべき場合、買主は瑕疵ある物を売主のもとへ返送しなければならぬ（買主の協力義務）。このとき、買主が瑕疵ある物を売主のもとへ返送しなければ、たとえ定められた追完期間を経過したとしても、この協力義務を尽くしたことにならないため、解除等の権利を行使することはできない。これに対して、売主の追完義務の履行場所が買主の住所（通常は物の所在地）とされる場合には、このような協力義務は存せず、買主は相当期間の経過を待つて自己の権利を行使すれば足りる。このように、追完の履行場所は、買主の契約解除権や損害賠償請求権に重大な影響を及ぼすにもかかわらず、冒頭に述べたように、それに関する明文の規定を欠いているため、解釈上の疑義を生じさせている。

Ⅲ 下級審裁判例および学説

追完の履行場所は、原則として、当事者の合意に基づいて定まる。事業者間取引においては、約款で定めておくことも可能である。^②これに対して、当事者の明示的な合意がない場合、あるいは黙示の合意、契約解釈（一三三条、一五七条、二四二条）によっても明らかにならない場合には、法律の規定の解釈によって追完場所を確定しなければならない。従来の下級審裁判例および学説では、大別して、二つの見解が主張されてきた。すなわち、その時々々の購入物の所在地を追完の履行場所とする見解と第一次的給付債務の履行地を追完の履行場所とする見解である。まず、この二つの見解

からみていくことにしたい。

1 物の所在地 (Belegheisort)

(1) 瑕疵ある物の所在地を追完の履行場所とみる見解である。下級審裁判例では、二〇〇四年三月三日のメンデン区裁判所第四民事部判決⁶⁾および二〇〇五年一月一二日のミュンヘン上級地方裁判所第一五民事部判決⁷⁾がこのような見解を示している。すなわち、両判決によれば、BGB四三九条二項(売主の費用負担に関する規定)の趣旨・目的からすると、追完請求権の履行場所は「契約目的に従って物が所在している場所」であり、「通常は買主の住所」となる。

(2) 学説においても、追完の履行場所を物の所在地とみる見解が支配的である⁸⁾。ここでも、追完場所を物の所在地とすることが立法者意思ないし売主の費用負担義務を定めたBGB四三九条二項の規定の趣旨に合致することが強調されている⁹⁾。さらに、ファウスト(Florian Faust)によれば、反対説のように追完場所を当初の給付場所とすると、買主は、売主のもとへ物を届けるため、時間と労力を費やして運送の準備を整えなければならないし、運送のために支出した費用についても、売主の無資力によって求償できなくなるリスクを負担しなければならない。しかし、このような解釈は、買主に「重大な不利益」を被らせてはならないと規定する消費用動産売買指令三条三項三文の趣旨に反する¹⁰⁾。物の所在地を追完場所と解しても、売主にとって運送費用が不均衡なほど高額になる場合には、BGB四三九条三項に基づく追完拒絶権によって保護されるのだから、問題は生じない¹¹⁾。この立場からすると、追完(代物給付および修理した物の買主への返還)は、当初の引渡債務の性質が何であったかを問わず、「持参債務」となる¹²⁾。

2 当初の給付場所 (der ursprüngliche Leistungsort)

(1) 通説の見解に対して、第一次的給付義務の履行地を追完の履行場所とする見解がある。この見解によれば、買主は、瑕疵ある物を当初の給付場所まで返送しなければならない。したがって、当初の債務が送付債務または取立債務であった場合、買主は売主のもとへ瑕疵ある物を返送する義務を負う。これが買主の協力義務である。もつとも、買主が支出した運送費用については、BGB四三九条二項に基づいて賠償される。これに対して、買主が協力義務を怠った場合、追完期間が適法に経過したことにならないため、買主は契約解除権等の権利を行使できない。

(2) 裁判例としては、二〇〇七年六月二〇日のミュンヘン上級地方裁判所第二〇民事部判決がある¹³⁾。本件は、自動車の売買契約において、購入した自動車の瑕疵を理由に原告が契約の解除を求めた事案であるが、原告が瑕疵を除去するために自動車を被告の営業所所在地まで運搬する準備を整えていなかったという事情がある。同裁判所は、「本件では……当事者の合意を欠くため、追完の履行場所は、被告の売買契約上の引渡義務の履行地たる被告営業所所在地となる(BGB二二九条一項)」と判示して、原告の協力義務違反を理由に契約の解除を認めなかった。この判決は、追完の履行場所を当初の給付場所とする結論を、追完請求権の法的性質から基礎づけている。すなわち、追完請求権は「履行請求権が転化したもの (der modifizierte Erfüllungsanspruch)」であることから、追完の履行場所も当初の給付場所と一致しなければならない¹⁴⁾という。

(3) この見解に立つ学説も、追完請求権の法的性質を根拠として上記裁判例と同様の結論を導いている¹⁵⁾。シュールホルツ (Martina Schürholz) によれば、費用負担義務を定めるBGB四三九条二項は、追完の履行場所について何も述べていないのであり、支配的見解のように、この規定と追完場所とを連結させる必要性はまったくない。むしろ、「追完の履行場所に関する問題は、BGB四三九条二項の費用規定とは別個のもの¹⁶⁾」と考えるべきであるという。さらにスカ

メル (Frank Skamel) は、買主に運送義務を課すと、その者に一定程度の負担をかけてしまうことは否定できないが、それが「重大な」不利益を生じさせるとまではいえないとする。⁽¹⁷⁾

3 折衷的見解

(1) 前述した二つの見解のほかにも、様々な学説が主張されている。たとえば、物の所在地を追完場所とする見解を基礎に置きつつも、消費用動産売買以外の取引については当初の給付場所を追完場所とみなす可能性を示唆するフーバー (Peter Huber) の見解⁽¹⁸⁾、あるいは、買主が修補を請求しているか、代物の引渡しを請求しているかによって区別するエクスラー (Jürgen Oetzieler) の見解⁽¹⁹⁾などがある。

(2) このほか、追完場所を一律に定めることはできず、購入物の種類に応じて、個別に判断するとの見解もある。ハース (Lothar Haas) の見解がそれである⁽²⁰⁾。ハースによれば、諸々の事情、とくに「債務関係の性質」や消費用動産売買指令三条三項三文の保護目的を考慮したうえで、個々の物について追完場所が確定される。疑義が生ずる場合、追完は原則として物の所在地 (買主の住所地) で行わなければならない。

さらに、こうした売買目的物の種類に応じて追完場所を区別する見解は、近時、ピルス (Michael Pils) によって支持され、具体化されている⁽²¹⁾。ハースと同様にピルスも、一般的には、取引通念や消費用動産売買指令の保護目的を基礎に、売主および買主の双方の利益状況を比較衡量したうえで、それぞれの物について個別的に追完場所を確定する。もつとも、その際の衡量にあたっては、さらに、①平均的消費者が通常の運送手段を用いて自ら物を運送することができるか否か (運送適格)、②不均衡なほど高額な運送費用を生じさせていないか (費用の不均衡性) という具体的な評価基準を示す。この基準に照らして、売主のもとへ購入物を運送させることを買主に期待できない場合には、物の所在地

が履行場所になるという。たとえば、郵便小包などで配達できる物には運送適格が肯定されるが、買主が日常の取引では通常利用しない運送会社であったり、技術的に特殊な道具（たとえば、クレーン車²²）を用いなければ運搬できないような物には運送適格が否定される。費用の不均衡性は、BGB四三九条三項を参酌して判断する²³。

(3) もっとも、折衷説（消費用動産売買か否かで区別する見解、代物給付と修補とで区別する見解、売買目的物の種類に応じて区別する見解）に対しては、そのように区別する法律上の根拠がないとか、法的安定性・明確性に欠けるといった指摘もある²⁴。

IV 連邦通常裁判所二〇〇八年一月八日判決

1 新判例の概要

上述のとおり、追完の履行場所に関して下級審裁判例および学説で様々な見解が示されていたところ、近時、請負契約における損害賠償請求の事案で、連邦通常裁判所第一〇民事部²⁵（以下、BGHという。）がはじめてこの問題について判断を示した。

本件は、原告が被告から取得したヨットに瑕疵があったため、原告が今なお現存する瑕疵を除去するのに必要な費用の前払いと第三者に修理作業をさせたことから生じた費用の賠償、ないし被告の求めに応じて本件ヨットを被告の造船所まで運送したことから生じた費用の賠償を求めた事案である。第一審（キール地方裁判所）は原告の請求を認容したが、控訴審（シュレースヴィヒ上級地方裁判所）は、当事者間において追完場所に関する合意が認められない以上、本件ヨットの修補場所は被告の造船所の所在地であると判示し、運送費用の賠償以外の部分については原告の請求を棄却

した。これに対して、B G Hは、以下のとおり判示して、原判決を破棄・差し戻した。

「当事者間に別段の定めがなく、疑義が生じている場合には、修補すべき物が契約どおりに存在している場所で修補がされなければならない。このことは、二〇〇一年一月二六日の債務法現代化法 (BGBl I S. 3138) が施行される以前からすでに認められていた。…同法施行後も、この点に変更はない(売買法上の請求権についても同様である)。…旧法と同じく新法の下でも、事業者は運送費を含む修補費を負担しなければならないと規定されているが (B G B 旧六三三条二項二文、B G B 六三五条二項)、この点は、それほど重要でない。この規定からは、たとえば必要な運送費を負担する事業者の義務が明らかになるにすぎない。この費用負担義務について、原審によれば、事業者が注文者のところへ物を取りに行くべきことを当該規定は予定していないという。しかし、この見解を支持することはできない。この規定は、瑕疵を除去する際に、取得者にさらなる『費用』を支出させてはならない旨を確認しているだけであるが、むしろ運送費、交通費、労務費および材料費は、もっぱら売主の負担となる。購入物の取得者がこの物を供給者のもとへ運ばなければならないとするなら、こうした負担の割当てや利益評価に合致しないように思われる。とくに目的物が比較的大きいときには、受領者が目的物を運送できない場合が多いし、あるいは運送できるとしても非常に困難である。このような前提の下で、法律上の評価に従えば、旧法と同じく新法においても、瑕疵担保の時点において目的どおりに物が存在する場所を瑕疵担保の履行場所 (B G B 二六九条) とみなさなければならない (売買法上の追完請求権についても同様である…)。したがって、本件では、ヨットの係船場が履行場所となる。」

2 考察

本判決の重要な意義は、まず、請負契約における修補場所につき、旧法と同様、修補すべき物が契約どおりに存在す

る場所で目的物の修補がされるべきことを確認した点にある。さらに、売買契約上の追完請求権との関係では、「物の所在地」が追完の履行場所となることをはじめて明示した点に意義がある。とりわけ、後者について、学説では有力な批判があったにもかかわらず、本判決においてB G Hが追完の履行場所を「物の所在地」と解するに至った理由はどこにあるのか。ここでは、従来の学説の到達点を踏まえて、若干の考察を加えておきたい。

すでに見たとおり、これまでの通説は、追完の履行場所を「物の所在地」とする論拠をB G B四三九条二項に求めていた。同条項の文言それ自体は、「売主は、追完のために必要な費用、特に運送費、交通費、労務費および材料費を負担しなければならぬ」と規定するだけであり、直接には追完の履行場所について述べていない。それにもかかわらず、通説がそのような帰結を導くのは、次のような理由からであった。すなわち、少数説のように追完場所を「当初の給付場所」とすると、売主の住所までの運送費用をまず買主が支出しなければならないこと、さらに、その支出した運送費用についても、売主に求償できなくなるリスクを買主が負うことである。もつとも、少数説によつても、買主が実際に支払った運送費用については最終的にB G B四三九条二項に基づいて賠償されるのであるから、通説の主要な論拠は、売主へ求償できなくなるリスクを買主に負担させることが消費費用動産売買指令三条三項三文の意味での「重大な不利益」になるという点に求められる。²⁷⁾

B G Hは、通説的見解のように、売主へ求償できなくなるリスクについては言及していないものの、民法の費用負担の規定を、たとえ一時的であれ、取得者(買主)に「さらなる『費用』を支出させ」ることなく、もっぱら売主に費用の負担を割り当てたものと考えている点で通説と同様である。²⁸⁾ さらに、本判決では、購入した物が比較的大きい場合など、そもそも受領者に対して購入物の運送を期待できない場合に、その者の解除権または損害賠償請求権等の権利行使が妨げられる危険も考慮されており、このような実質的考慮も従来の通説的見解に従つたものと評価できる。²⁹⁾

V 今後の課題

上述のとおり、BGHは、従来の通説的見解に従い、追完の履行場所を「物の所在地」とする判断を示すに至った。もつとも、このような見解を採用する場合、追完の「自己」実施 (Selbstvornahme) に関する判例理論との間で緊張関係が生じないかとの指摘がある。⁽³⁰⁾

二〇〇五年二月二三日のBGHの判例によれば、追完のための期間を定めることなく、自ら瑕疵ある物の修補を行った買主の費用賠償請求はすべて否定される (BGB三二六条二項二文〔利益償還請求〕の適用または類推適用も認められない)。買主は売主の「追完権 (Nachherfüllungsrecht)」を侵害したというのが理由である。追完の中には運送も含まれるので、追完場所を「物の所在地」と解する判例を前提にすると、買主が自ら瑕疵ある物を売主のもとへ返送した場合、買主は売主の「追完権」——売主が自ら選択した方法で運送する権利またはしない権利——を侵害したことになり、運送費用の賠償を受けることができない。⁽³²⁾ したがって、たとえば、必ずしも法律に精通していない消費者が自己の法感覚・法意識を頼りに、自ら瑕疵ある物を売主のもとへ返送してしまったような場合、この者はもはや売主に対して運送にかかった費用の賠償を求めることができない。

このような結論を「不当」⁽³³⁾と考える立場からは、二つの判例規範をどのように調整するかが問題となる。今後は、売買法における追完の問題全体を視野に入れた考察が必要となろう。

(1) Vgl. Claus-Wilhelm Canaris, in: Egon Lorenz (Hrsg.) *Karlsruher Forum 2002 : Schuldrechtsmodernisierung*, (2003) S. 72; *Harm Peter Westermann*, in: *Münch-Komm.*, 5. Aufl., (2008) § 434 Rn. 4. 1) 1) に対して *Florian Faust*, in: *Bamberger/Roth, Kommentar zum Bürgerlichen*

- Gesetzbuch, Band 1, 2. Aufl. (2007) § 433 Rn. 13, § 437 Rn. 4 ff.; 買主が瑕疵の付着した目的物を BGB 三二三条の意味で履行として認容したとの考えは標準的である。
- (2) Vgl. *Stephan Lorenz / Thomas Riehm*, Lehrbuch zum neuen Schuldrecht, (2002) Rn. 576.
 - (3) Vgl. *BT-Drucks.*, 14 / 6040 S. 230.
 - (4) Vgl. *BGH*, NJW 1996, 1745; *Palandt/Helmuth Henrichs*, (2005) § 323 Rn. 15; *Faust*, a. a. O., (Fn. 1) § 437 Rn. 23.
 - (5) たゞ「消費用動産売買の場合には問題がある。履行場所に関する条項自体が無効とされる可能性があるからである (vgl. *Palandt / Henrichs* a. a. O., (Fn. 4) § 307 Rn. 103.)」。
 - (6) *AG Menden*, NJW 2004, 2171.
 - (7) *OLG München*, NJW 2006, 449 (m. Anm. *J. Krüger*); *ZGS* 2006, 155.
 - (8) Vgl. *Peter Huber*, Der Nacherfüllungsanspruch im neuen Kaufrecht, NJW 2002, 1006; *ders.*, in: *Huber / Faust*, Schuldrechtsmodernisierung, (2002) Kap. 13, Rn. 27; *Klaus Tiedke / Marco Schmitt*, Probleme im Rahmen des kaufrechtlichen Nacherfüllungsanspruchs (Teil I), DStR 2004, 2016, 2018; *Staudinger / Roland Matusche-Beckmann*, BGB, (2004) § 439 Rn. 9; *Beckmann / Sebastian Pannier*, jurist-PraxisKommentar-BGB, Band 22, 2. Aufl. (2004) § 439 Rn. 28 ff.; *Ermann / Barbara Grunewald*, 11., neu Aufl. (2004) § 439 Rn. 3; *Ulrich Bubenbender*, in: *AnwKomm.-BGB*, (2005) § 439 Rn. 25 f.; *Palandt / Henrichs*, a. a. O., (Fn. 4) § 269 Rn. 15; *Hartmut Oetker / Felix Maulzsch*, Vertragliche Schuldverhältnisse, 3. Aufl. (2007) § 2 Rn. 183; *Faust*, a. a. O., (Fn. 1) § 439 Rn. 13; *Stephan Lorenz*, Nacherfüllungskosten und Schadensersatz nach „neuem“ Schuldrecht – was bleibt vom „Dachziegel“-Fall?, ZGS 2004, 408; *ders.*, Schuldrechtsreform : Drei Jahre danach, NJW 2005, 1889, 1895; *ders.*, Fünf Jahre „neues“ Schuldrecht im Spiegel der Rechtsprechung, NJW 2007, 1, 5; *Westermann*, a. a. O., (Fn. 1) § 439 Rn. 7; *Staudinger / Roland Michael Beckmann*, Kauf (2008) S. 584.
 - (9) Vgl. *Huber*, NJW 2002, 1006; *ders.*, a. a. O., (Fn. 8) Kap. 13, Rn. 27; *Faust*, a. a. O., (Fn. 1) § 439 Rn. 13; *Tiedke / Schmitt*, DStR 2004, 2016, 2018.
 - (10) Vgl. *Faust*, JUS 2008, 84, 85.
 - (11) Vgl. *Huber*, NJW 2002, 1006; *ders.*, a. a. O., (Fn. 8) Kap. 13, Rn. 27; *Tiedke / Schmitt*, DStR 2004, 2016, 2018; *Büdenbender*, a. a. O., (Fn. 8) § 439 Rn. 25; *Faust*, a. a. O., (Fn. 1) § 439 Rn. 13.

- (12) Vgl. *Budenbender*, a. a. O., (Fn. 8) § 439 Rn. 25; *Faust*, a. a. O., (Fn. 1) § 439 Rn. 13; *Westermann*, a. a. O., (Fn. 1) § 439 Rn. 7.
- (13) *OLG München*, NJW 2007, 3214; ZGS 2007, 398; Jus 2008, 84 (Faust).
- (14) Vgl. *OLG München*, NJW 2007, 3214 f.
- (15) Vgl. *Mathias Jacobs*, in: *Das neue Schuldrecht in der Praxis*, (2003) S. 374 f.; *Jauernig / Christian Berger*, BGB, 12. Aufl., (2007) § 439 Rn. 11 f.
- (16) Vgl. *Martina Schirholz*, *Die Nacherfüllung im neuen Kaufrecht*, (2005) S. 56.
- (17) Vgl. *Frank Stammel*, *Die Grenzen des kaufrechtlichen Nacherfüllungsanspruchs*, DAR 2004, 565, 568; *ders.*, *Leistungsort der Nacherfüllung*, ZGS 2006, 227, 229.
- (18) Vgl. *Huber*, a. a. O., (Fn. 8) Kap. 13, Rn. 26 ff.
- (19) Vgl. *Jürgen Oechsler*, *Schuldrecht Besonderer Teil Vertragsrecht*, (2003) § 2 Rn. 139. エクスラーによれば、修補義務の履行場所は購入物の所在地である。売主は、この場所で物を修理しなければならないからである。これに対して、代物給付の履行場所は当初の給付場所（通常は債務者の住所地）である。#x201c;当初の物に代えてこの場所で別の物を引き渡すことになるからである。’
- (20) Vgl. *Lothar Haas*, in: *Haas / Medicus / Roland / Schäfer / Wendland*, *Das neue Schuldrecht*, (2002) Kap. 5, Rn. 154.
- (21) Vgl. *Michael Pils*, *Der Ort der Nacherfüllung im Kaufrecht*, Jus 2008, 767.
- (22) Vgl. *AG Menden*, NJW 2004, 2171. (購入した応接セットを屋外からクレーン車を用いて二階に搬入しなければならなかった事案である。)
- (23) Vgl. *Pils*, Jus 2008, 767, 769 f.
- (24) Vgl. *Theckel/Schmitt*, DStR 2004, 2016, 2018.
- (25) *BGH* Urt. v. 8. 1. 2008 - X ZR 97/05. = NJW-RR 2008, 724; s. auch *BGH* Urt. v. 15. 7. 2008 - III ZR 211/07. = NJW 2008, 2837 (Tz. 27 (4)).
- (26) Vgl. *BGB RGRK / Roderich Glanzmann*, 12. Aufl., § 633 Rn. 17.; *Staudinger / Frank Peters*, BGB, 12. Aufl., § 631 Rn. 45.
- (27) Vgl. *Faust*, Jus 2008, 84, 85.
- (28) Vgl. *BGH*, NJW-RR 2008, 724 (Tz. 13). 本件は請負契約の事案であるため、事業者の費用負担義務の根拠規定は BGB 六三三至六三五条二項に求められるが、BGHも述べるところより、ネットワークの利益評価は売買契約上の売主（BGB 四三九条二項）にも同じく妥当する。
- (29) 同様に、*Budenbender*, a. a. O. (Fn. 8) § 439 Rn. 25.

- (30) Vgl. *Faust, Jus* 2008, 84, 85.
- (31) BGHZ 162, 219 = NJW 2005, 1348. 判例の詳しい紹介と見解の対立については、田中宏治「ドイツ新債務法における買主自身の瑕疵修補」*阪法五五卷三・四号*(二〇〇五年)八五一頁、それ以前の下級審裁判例を検討するものとして、青野博之「売買目的物の瑕疵がある場合における買主による瑕疵除去——ドイツ民法における追完請求」*駒沢法曹一号*(二〇〇五年)二七頁以下、そのほかのBGH判決も含めて、岡孝「ドイツ契約法の最前線」加藤雅信ほか編『二十一世紀判例契約法の最前線 野村豊弘先生還暦記念論文集』(判例タイムズ社、二〇〇六年)五二一頁、五三八頁以下を参照。
- (32) Vgl. *Faust, Jus* 2008, 84, 85.
- (33) Vgl. *Faust, Jus* 2008, 84, 85. は、買主が瑕疵ある物を自ら売主のもとへ送るといふ自然な情動について応じてしまった場合に、費用を負担しつづけることになるのは不当であるという。ただし、ファウストは、二〇〇八年一月八日判決の立場を不当とするのではなく、むしろ追完の自己実施に関する判例理論を修正する方向での解決を目指している。すなわち、「——私の見解によれば、誤りのある——OLG判決〔筆者注——*OLG München, NJW* 2007, 3214. 〕は、「当初の給付場所」は、「——私の見解によれば、誤りのある——自己実施に関するBGHの判例の結論を一部修正し、そのような不当な結論を回避するのに役立ちうる。」と述べる。